

議案第2号

財産（物品）取得の専決処分について

財産（物品）取得について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年4月13日提出

北上市長 高橋敏彦

## 財産（物品）取得

### 1 取得する財産及び数量

種 別	名 称	数 量
物 品	小学校教師用教科書、指導書 及び指導教材	こくご 一上 かざぐるま ほか 4,643点

### 2 取得の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。

### 3 取得する価格

27,333,650円

### 4 取得する相手方

北上市新穀町一丁目3番28号

ワタベ文具店

渡 部 憲 治

この財産（物品）取得は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年4月1日

北上市長 高 橋 敏 彦